

令和5年5月伊奈町農業委員会総会議事録

令和5年5月25日（木）

議 事 録

会 議 名 令和5年5月 伊奈町農業委員会総会
招集月日 令和5年5月25日(木)
開会時刻 午前10時00分
閉会時刻 午前11時25分
招集場所 伊奈町役場 第3会議室
応招委員(農業委員)
小林 久雄 加藤 泰三 齋藤 勝明 秋山 英章
高山 貢一 大塚 俊雄 戸井田武夫
応招委員(農地利用最適化推進委員)
渡辺 久夫 大島 久雄 加藤 幹夫 中村 仁
計 11 名
欠席委員(農業委員) 白幡 武悟
(農地利用最適化推進委員) なし
議事録署名 加藤泰三 齋藤勝明
事務局職員 大野局長、本多補佐、石井主任

会議経過及び結果

開会 伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の議長となる

議事録署名委員の指名 伊奈町農業委員会会議規則第13条第2項による署名委員の指名
事務局長

定刻前ではございますが、只今から令和5年5月の農業委員会総会を開催いたします。

本日は、農業委員7名の出席でございます。

推進委員は全員出席でございます。

伊奈町農業委員会会議規則第6条の規定に基づく、定足数を満たしておりますので、本会が成立しますことをご報告いたします。

それでは 戸井田会長 よろしくお願ひいたします。

伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の議長となる

(10:00開会)

議長

ただいまから、令和5年5月の農業委員会総会を開会します。

本日の議事録署名委員につきましては加藤泰三委員、齋藤勝明委員を指名しますので、よろしくお願ひします。

はじめに、農地法第5条の規定による許可申請審議を行います。番号5番を議題といたします。

事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第1号議案について議案書1ページにある事由等説明。

第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請審議

番号5番について議案書2ページにある土地の表示、申請書住所・氏名及び申請事由等説

明。

事務局

今回の申請は、上尾市にて建設業を営む〇〇〇〇が、賃貸借により申請地を借り上げ、県総合治水事務所の発注する、綾瀬川の護岸工事に伴い必要となる作業敷地及び車両、残土、資材置場として使用し、完了後は農地に復元するという計画になります。

それでは事前にお配りいたしました「第1号議案 番号5番関係資料」をご覧ください。

資料1ページは申請書になります。

資料2ページは申請地の案内図になります。伊奈町と上尾市及び蓮田市の境、綾瀬川と原市沼川の合流地点に位置する、斜線で示した土地になります。

資料3ページから5ページは土地の全部事項証明書の写しです。

資料6ページは公図の写し

資料7ページは理由書及び事業計画となります。事業計画者は、県総合治水事務所発注の公共事業である河川改修工事に伴い、作業敷地や車両、残土、資材置場が必要となったため、工事施工箇所に隣接する本申請地を事業計画地として選定したものです。なお、工事施工後には現状復旧し、農地に戻す一時転用でございます。

資料8ページから10ページは、工事個所の詳細図及び横断面

資料11ページから14ページは資金計画書、見積書、通帳の写しでございます。

資料15ページから21ページは資材置場の設置に係る資料、配置図、工程表一時転用後における作付け計画書、適合証明、公共工事に係る契約書です。

資料22ページから23ページは印鑑証明書

資料24ページから25ページは法人の履歴事項証明書

資料26ページは委任状です。

それでは、申請地における立地基準と一般基準について、順次ご説明いたします。

まず、立地基準といたしましては、申請の土地は農用地区域内農地に区分されます。農用地区域内農地の農地転用は原則不許可ですが、一時的な利用に供するために農地を転用しようとする場合、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実とされる場合、農地法施行令第11条が適用され、許可することができるとされております。

法定記載・法定添付書類や現地から判断して問題はないものと考えます。

次に一般基準でございますが、事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。

法定記載・法定添付書類等を確認し、特に問題となる事項は見当たりませんでした。

立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われまます。

農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。

また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願

います。事務局からの説明は以上でございます。

議長

それでは、本地区担当の渡辺久夫推進委員さん、意見等ありましたらお願いします。

渡辺久夫推進委員

昨日、〇〇さんと話しをしてきました。最先端のところでもいつも夏野菜とかを作っていて四季彩館などに出しているとかいう話しを聞いた。本人も気持ちよく貸すということで同意していたので問題ないと思います。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。

議長

ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。

申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することについて賛成の方は挙手願います。

各委員

全員「挙手」

議長

挙手全員です。

よって、4番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。

議長

次に、番号6番を議題といたします。

事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第1号議案6番について議案書1ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明。

この案件は、総会の前に行われた農業振興地域整備促進協議会でご審議いただいた（仮称）南公園予定地内における農地法第5条の規定による許可申請について農業委員会としてご審議いただくものです。

関係資料の説明につきましては、農振協での説明と同様となりますので割愛させていただきます。

それでは、申請地における立地基準と一般基準につきまして順次ご説明いたします。

まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第2種農地に区分されます。第2種農地のあてはまる要件といたしましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域

で、その規模がおおよそ10ha未満のものに該当いたします。申請の土地は市街化区域の小室地区から約230mに位置しており、農地としての広がりはありません。

次に一般基準ですが、こちらは事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。

法定記載・法定添付書類等を確認したところ、特に問題となる事項は見当たりませんでした。立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われま

す。農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。

また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。

事務局からの説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の補足説明等については、先ほど行いました農業振興地域整備促進協議会で伺いましたので割愛いたします。

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。

ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をいたします。

申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに賛成の方は挙手願います。

各委員

全員「挙手」

議長

挙手 全員 です。

よって、6番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。

議長

次に、番号7番を議題といたします。

事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第1号議案番号7番について土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明。

本案件は、〇〇〇〇が、町クリーンセンターに派遣している従業員用駐車場を設置する事業計

画となります。

それでは事前にお配りいたしました「第1号議案 番号7番関係資料」をご覧ください。

資料1ページは申請書になります。

資料2ページ及び3ページは申請地の案内図になります。町クリーンセンターの東側、申請地と示した土地になります。

資料4ページは土地の全部事項証明書の写し

資料5ページは公図の写し

資料6ページから7ページは理由書となります。事業計画者は、町内で産業廃棄物運搬業を営んでおり、町クリーンセンターへ従業員を派遣しており、従業員用の駐車場として借りている土地について、転貸人から早期に返却するよう通告があったため、代替の駐車場が急遽必要になったため、クリーンセンター付近で土地を探し、申請地にて事業計画を行うに至ったとのことです。

資料8ページは土地利用計画図です。

資料9ページから12ページは資金調達計画書、見積書、融資証明書でございます。

資料13ページは駐車場設置に係る資料です。

資料14ページは事業計画書

資料15ページから32ページは駐車車両の車検証の写し

資料33ページから37ページは現在借りている駐車場の明け渡し合意書及び現在使用している駐車場の位置図、土地登記簿謄本の写し、公図の写し

資料38ページから39ページは申請地の写真及び現在借りている駐車場の写真

資料40ページから42ページは参考として他の候補地の写真及び謄本の写し

資料43ページから44ページは法人の全部事項証明書

資料45ページは土地権利者の同意書

資料46ページは隣地同意書

資料47ページから48ページは見沼土地改良区の意見書

資料49、50ページは印鑑証明書

資料51ページは本人確認書類の写し

資料52ページは委任状です。

それでは、申請地における立地基準と一般基準について、順次ご説明いたします。

まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第2種農地に区分されます。第2種農地にあてはまる要件といたしましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおよそ10ha未満のものに該当いたします。申請の土地は市街化区域の学園地区から約30mに位置しており、農地としての広がりも7haと10ha未満となります。また、第2種農地は、代替性も審査の対象になりますが、先ほど説明いたしました理由書などの記載内容などから、代替地に立地は困難であると考えました。

法定記載・法定添付書類や現地から判断して問題はないものと考えます。第2種農地の転用は、立地基準におきましては、立地条件の合致と代替性が認められない場合は、許可をすることができるとされております。

次に一般基準でございますが、事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討し

ていただくものです。

法定記載・法定添付書類等を確認し、特に問題となる事項は見当たりませんでした。

立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われま

す。農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。

また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。事務局からの説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の加藤泰三委員さんから、補足説明等ありましたらお願いします。

加藤泰三担当委員

現地確認と本人から話しを聞きまして。言い方は悪いけど渡りに船という感じで現在作っていないのでちょっと荒地になっているんですね。管理がよくなかった。公共的な事業で業者がやっているのでは問題ないと思う。

議長

本地区担当の中村仁推進委員さん、意見等あればお願いします。

中村仁推進委員

さる23日に本人へ確認してまいりました。現地は休耕地で多少草や木がありますが近くにクリーンセンターがありますのでそこに派遣する従業員が利用する駐車場として利用するという事

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたらご発言をお願いいたします。

議長

ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。申請のとおり可決・決定することに賛成の方は挙手願います。

各委員

全員「挙手」

議長

挙手全員です。

よって、7番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。

議長

次に、番号 8 番を議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第 1 号議案番号 8 番について土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明。

事務局

本案件は、〇〇〇〇が、従業員用および来客用駐車場を設置する事業計画でございます。

それでは事前にお配りいたしました「第 1 号議案 番号 8 番関係資料」をご覧ください。

資料 1 ページは申請書になります。

資料 2 ページは申請地の案内図になります。〇〇〇〇となっておりますが、現在〇〇〇〇建設地の南側の申請地と示した土地でございます。

資料 3 ページは土地の全部事項証明書の写し

資料 4 ページは公図の写し

資料 5 ページから 7 ページは理由書となります。事業計画者は、東京都にて薬局業を営んでいる法人で、今回、〇〇〇〇の移転に伴い、〇〇〇〇隣地にて薬局を建設しているところでございますが、敷地内に 3 台分の駐車場しかなく、薬局は医療機関の設備を共用してはならないため、急遽駐車場が必要になったため、申請地にて事業計画を行うに至ったとのことです。

資料 8 ページは土地利用計画図です。

資料 9 ページから 1 1 ページは資金調達計画書、見積書、融資証明書でございます。

資料 1 2 ページは駐車場設置に係る資料です。

資料 1 4 ページは事業計画書

資料 1 5 ページから 1 6 ページは駐車予定車両の車検証の写し

資料 1 7 ページから 1 9 ページは現在建設している薬局の配置図等関係資料

資料 2 0 ページから 2 1 ページは申請地の写真

資料 2 2 ページから 2 6 ページは土地権利者の同意書、隣地同意書

資料 2 7 ページから 2 9 ページは法人の全部事項証明書

資料 3 0 ページから 3 1 ページは印鑑証明書

資料 3 2 ページは本人確認書類の写し

資料 3 3 ページから 3 4 ページは委任状です。

それでは、申請地における立地基準と一般基準について、順次ご説明いたします。

まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第 2 種農地に区分されます。第 2 種農地にあてはまる要件といたしましては、「申請地の農地のおおむね 5 0 0 m 以内に鉄道の駅や市役所等が存在すること」とあり、申請の土地は、ニューシャトル〇〇駅から約 4 4 0 m の距離にあります。また、第 2 種農地は、代替性も審査の対象になりますが、先ほど説明いたしました理由書などの記載内容などから、代替地に立地は困難であると考えました。

法定記載・法定添付書類や現地から判断して問題はないものと考えます。第 2 種農地の転用は、立地基準におきましては、立地条件の合致と代替性が認められない場合は、許可をすることがで

きるとされております。

次に一般基準でございますが、事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。

法定記載・法定添付書類等を確認し、特に問題となる事項は見当たりませんでした。

立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われま

す。農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。

また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。事務局からの説明は以上でございます。

議長

地区担当の白幡委員さんが今日欠席ということで事務局のほうでお願いします。

事務局

事前に白幡委員さんにはご説明さしあげてまして、現地を確認していただきましたので代読させていただきます。

先日現地確認してまいりました。現在申請地の畑は作付けしておりませんでした。雑草もなくしっかりと畑として管理されているようでした。また隣接地は宅地と駐車場である。農地には接していないため農地への影響はほぼないものと思われま

す。事業計画書、理由書にも記載がある通り、申請場所は現在建設中の伊奈病院の真正面の道路を挟んだすぐの場所で申請者が開業を予定している薬局からも至近の場所でもあるため特に問題はないように思います。

土地の貸主の〇〇様宅を訪問しましたがご不在でしたので詳しい話しを聞くことはできませんでしたが、特に問題となるような所見は見当たりませんでした。ご審議のほどよろしくお願

議長

い致します。それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたらご発言をお願いいたします。

議長

ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。申請のとおり可決・決定することに賛成の方は挙手願います。

各委員

全員「挙手」

議長

挙手全員です。

よって、8番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。

議長

次に第2号議案令和5年度伊奈町農業振興施策に関する意見書についてお願い致します。

事務局長

私のほうから農業振興施策に関する意見書（案）につきましてご説明申し上げます。

こちらにつきましては4月の総会の時に案をお示しさせていただきまして、今回事務局でも若干文言等の精査を致しまして案を作ったところがございます。こちらの扉の部分を読ませていただきます。

伊奈町の農業はめぐまれた環境を生かし先人のたゆまぬ努力によって安全で安心な農作物の生産と食料の供給基地として重要な役割を果たしているとともに綾瀬川沿いの田園風景や特産である梨、ぶどうをはぐくむ果樹園が都市化が進むなかでゆとりある住みやすい町作り、地域社会の維持・活性化と地域文化の継承に大きな役割を担っており、町民の共有財産であると位置付けられています。我が国の農業、農村をとりまく環境は農業従事者の高齢化や担い手の減少、労働力不足など多くの課題をかかえ、先行き不透明な状況におかれています。また直近ではロシアによるウクライナ侵攻や新型コロナウイルス感染症拡大の影響による肥料、エネルギー価格の高騰が深刻な問題となっています。このような状況を踏まえ農業委員会の主たる義務である農地等の利用の最適化に向け、農業者の声を幅広く聞き、優良農地の確保と有効利用の促進、遊休農地対策の強化、新規就農者を含めた担い手の確保・育成等に関係機関、団体と連携を図りながら積極的に推進し、農業者が希望と誇りを持って農業に取り組み、次世代に継承していけるようにすることが責務と考えています。町におかれましても次世代に安心して継承できる農業振興のための各種施策を推進されますよう農業委員会等に関する法律第38条に基づき意見書を提出します。

こちらの意見書でございますが、内容につきましては前回ご説明した通り大きく分けまして3つございます。

まず1つ目が農耕生産振興対策についてというところで、肥料の高騰の対策であったり、エネルギー対策こちらの施策を促すような内容になっております。また、課題であります農地の集約集積、こういった部分に伴った公の機械や乾燥機、そういったものの設置を町に求めるものがございます。

続きまして2番目の農村活性化対策につきましては、後継者等の問題であったり食育とか農業に対するイメージアップ、また販路の拡大だったり、といったところを記載してございます。

3番目の農地対策でございますが、こちら小作放棄地、遊休農地等が今後加速する懸念がございますので各種機関と連携をとりまして対策を進めるようにというところと、すでに取り組

んでいただいております多面的支払交付金の予算を確保すること、農業の作業効率化、そういったものを書いてございます。

最後にこちらは今後重要となっております（3）でございますが 地域計画の策定。こちらが法律で令和7年度末までに策定するよにということで、国のほうから求められてございます。今後農業委員会としてこちらの策定にあたっては JA や土地改良機構の幅広い意見を取り入れながら農地の出し手・受け手の意向をふまえた地図の策定してくださいというところを町に要望するものでございます。

概要としては以上となります。

こちらに意見資料ございますが 今回の総会でご承認いただけたら6月の中旬もしくは7月の上旬になるのですが 町側は町長、副町長、久木統括監が出席してこちらの農業委員会としては会長と会長代理が出席して意見書の提出となる運びとなると考えております。

事務局からは以上でございます。

議長

ただ今の審議に対しましてご意見ご質疑がありましたら発言をお願いします。

ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。

意見書（案）を決定し伊奈町長宛に提出することに賛成の方は挙手願います。

各委員

全員「挙手」

議長

挙手全員です。

よって、意見書（案）を決定し伊奈町長宛に提出することに決定致しました。

議長

続きまして、会務報告及び許可状況報告を事務局長から申し上げます。

大野局長よろしく申し上げます。

（事務局長 報告）

続きまして、事務局から事務連絡をお願いします。

（事務連絡、その他）

- ・最適化活動目標及び最適化指針について
 - ・令和5年度年間予定について
 - ・令和5年度伊奈町農業振興施策に関する意見書について

以上で、報告並びに事務連絡を終わります。

ただいまの報告並びに事務連絡につきまして、質疑等

何かありますか。

(質疑等)

続きまして、次回の総会の日程につきまして、ご協議をお願いします。

※「6月23日(金) 伊奈町役場 第3会議室

午後1時30分」で調整をお願いします。

以上で、本日の議事は終了しました。

これをもちまして、閉会とします。

(11:25閉会)

上記会議の顛末を記載し、その内容に相違ないことをここに署名する

令和5年5月25日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____